

令和6年3月21日

福岡県新型コロナウイルス感染症事務局
(保健医療介護部がん感染症疾病対策課)
直通：092-643-3373
担当：岡本、砂本、高田

新型コロナウイルス感染症対策事業の不正行為の対応について

- 県では、コロナ患者を入院させる医療機関に対し、病床確保料や設備整備費に係る補助金を交付しています。(別添1を参照)
- この間、医療機関からの申請に対し、厳正に審査するなど、事業の適正な実施に努めてきました。(参考1を参照)
- 今般、県は、会計検査院の令和4年度当該補助事業の実地検査(R5.11、R6.2実施)に同行した際、1医療機関において事業が適切に実施されていないことを確認し、不正行為があったと判断しました。このため、当該医療機関への令和4年度補助金の交付決定を全部取り消すとともに、全額返還を求める措置を講じましたので、以下のとおり、お知らせします。
- また、令和5年度についても、県で調査を行った結果、同様に不正行為があったと判断し、交付決定を取り消す措置を講じました。
- なお、当該医療機関では、会計検査を受ける前にも不適切な事例が認められたことから、県において、補助金の申請取下げを行わせています。(参考2を参照)

1 交付決定の取消しを行った医療機関

医療法人医心会 飯塚みつき病院 (飯塚市幸袋 124-1)

診療科目：整形外科、内科外科、循環器内科、胃腸内科・リハビリテーション科

病床数：療養病床 58 床

コロナ確保病床：15 床 ※58 床の内数

〔 R4：令和4年9月1日～10月10日及び令和4年12月5日～令和5年3月14日 〕

〔 R5：令和5年7月28日～令和5年9月8日 〕

2 不適正額

85,682千円 (返還命令額76,145千円+未交付額9,537千円)

【内訳】

(単位：千円)

年度	事業名	不適正額	不適正額	
			返還命令額	未交付額
R4	新型コロナウイルス感染症対策事業	20,976	20,976	-
	新型コロナウイルス重点医療機関体制整備事業	18,687	18,687	-
	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	36,482	36,482	-
R5	新型コロナウイルス感染症対策事業	9,537	-	9,537
	計	85,682	76,145	9,537

3 不正行為の内容 (別添2を参照)

○ 県からの病床確保要請に応じた受入体制が整っていないこと

○ 提出された実績報告書の記載内容に実態のないものや、事実を裏付けるものがないこと

4 県の対応

- ・加算金を含む補助金全額の返還を求める。
- ・他にも同様の事例がないか、他の医療機関や管轄の保健所へ調査中。（別添3を参照）
- ・本事案については、県警に情報提供するとともに、対応を協議中。

【参考1】医療機関からの申請に対する県の審査について

○病床確保に係る補助金について

- ・補助金申請の根拠となる図面の提出による確保病床数、休止病床数を確認
- ・期間ごとの日々の患者受入状況数、病床単価、消毒期間を確認
- ・医療機関にチェックリストを事前に提出させることで、補助対象外の医療機関を予め除外
＜チェックリストの内容＞
 - ・患者受入要請があった場合、正当な理由なく断っていない
 - ・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）に病床の使用状況
を確実に入力している 等
- ・また、保健所において、「正当な理由なく」入院受入要請を断ったことが疑われるケースが発生した場合は、本事務局に報告する体制を構築

○設備整備に係る補助金について

- ・医療機関に、補助金で整備したすべての申請設備の商品名、規格、数量、金額、納品日、支払日が確認できる支出証拠書類を提出させ確認
- ・購入した機器等の管理表を作成させ、管理シールを貼り付けた設備の写真を実績報告書に添付させ確認

【参考2】会計検査を受ける前に発生した不適切事例

令和4年12月5日から令和5年1月16日の期間は、補助対象期間であったが、以下の理由により、入院受入体制が整っていないと判断し、補助金の申請取下げを行わせている。

- ・12月5日～ 医療機関からの聞き取りにより、感染対策の工事を実施していたとされる期間
- ・12月20日～1月12日 保健所からの入院受入要請を正当な理由なく拒否した期間（拒否した日：12月26日、1月6日、1月12日）
- ・1月13日～1月16日 医療機関からの聞き取りにより、入院受入体制が整っていないことが確認できた期間

各補助金の事業概要

財源は、全て国の「新型コロナウイルス緊急包括支援交付金（医療分）」
（補助率10／10）

(1) 福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金

県の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保等する医療機関に対し、受入体制を整備する事業

補助実績額※

令和4年度 150 医療機関 73,080,409 千円

令和5年度 185 医療機関 10,806,655 千円（令和6年2月末時点）

※病床確保料に係る他の事業を含む

(2) 福岡県新型コロナウイルス重点医療機関体制整備事業費補助金（クラスター分）

（現：福岡県新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業費補助金）

院内感染が発生し新型コロナウイルス感染症患者等の治療を行うための病床を確保する医療機関に対し、病床確保料を補助することで受入体制を整備する事業

補助実績額

令和4年度 286 医療機関 5,721,252 千円

令和5年度 51 医療機関 162,845 千円（令和6年2月末時点）

(3) 福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助金

県が確保した、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関に対し、迅速かつ適切な医療提供を行うため、必要な設備整備を支援し、医療体制の強化を図る事業
補助対象経費：個人防護服、簡易陰圧装置、人工呼吸器 など

補助実績額

令和4年度 102 医療機関 727,305 千円

令和5年度 88 医療機関 166,991 千円（令和6年2月末時点）

医療法人医心会 飯塚みつき病院における補助金の不正行為について

事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業（病床確保）	新型コロナウイルス重点医療機関体制整備事業 (院内クラスタ)	新型コロナウイルス感染症患者等 入院医療機関設備整備事業
事業内容	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床確保を支援	院内感染によりクラスタが発生した医療機関の病床確保を支援	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の設備整備を支援
補助期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ R4.9. 1～R4.10.10 (40 日間)：補助金交付済み ・ R5.1.17～R5. 3.14 (57 日間)：補助金交付済み ※ R4.12.5～R5. 1.16 (33 日間) については、申請取下げ ・ R5.7.28～R5.9.8 (43 日間)：補助金未交付 	R4.7.28～R4.8.16 (20 日間)：補助金交付済み ※人工呼吸器、簡易陰圧装置、個人防護服など	R4.11～R5.3：補助金交付済み ※人工呼吸器、簡易陰圧装置、個人防護服など
不正行為の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院受入体制が整っていない <ul style="list-style-type: none"> ・ 県からの要請を受け、コロナ病床になったことを内部で共有した形跡がない。 ・ 確保病床 15 床の運用に必要な看護師を配置したことが分かるシフト表等がない。 ・ 県からの要請以降、コロナ病棟の感染拡大防止工事を行ったと主張しているが、工事内容及び期間を説明できる資料が存在しない。 ・ 県が受入要請していない「早期退院患者」のみ受け入れるとした議事録が残っている。 ・ 病院の管理者であり、唯一の常勤医師であった病院の管理者が辞表を提出し管理者不在の期間があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書の記載内容が実態を伴っていない <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般病床への種別変更（または同等の対応）が補助要件だが、補助対象外の「療養病床」のままであった。 ・ 別館（コロナ病棟）を本館と分けることを、感染防止対策委員会で決定と記載したが、委員会議事録に記載がない。 ・ クラスタ中、病床を確保したとしながら、患者を別施設に移送する相談を保健所に行うなど、受入体制が整っていたとは言えない。 ・ 専任の看護師やシフトが分かる資料がない。 ・ どのコロナ患者がどの病床に入院していたか説明できない。 ・ 事務長名で「実態を確認せず根拠のない申請内容で申請書類を作成した」旨の頓末書を提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院受入体制が整っていない <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ患者の入院受入体制が整っていないければ、入院設備を補助対象経費として認めることはできない。 ○ 年度内に事業を完了できていない <ul style="list-style-type: none"> ・ 概算払いによる交付を受けたにも関わらず、納品業者への支払いを年度内に完了できなかった。
交付決定 取消理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の病床確保要請に応じた新型コロナウイルス感染症患者の入院受入体制が整っておらず、事業全体が適正に実施されたいとは認められない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書の記載内容に、実態を伴わないものや、事実を裏付けるものがなく、事業全体が適正に実施されていたとは認められない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の病床確保要請に応じた新型コロナウイルス感染症患者の入院受入体制が整っておらず、当該事業の目的である入院患者への医療提供に必要な設備整備とは認められない
補助金 交付額	20,976千円	18,687千円	36,482千円
返還命令額	20,976千円	18,687千円	36,482千円
返還総額	76,145千円		

他の医療機関や管轄の保健所への調査について

1 概要

今般の事例を踏まえ、他にも同様の事例がないか令和2～5年度に病床確保料の交付を受けた医療機関に対し、病床確保料の執行に係る調査を実施するとともに、保健所に対しても管理者不在の期間がなかったか確認を行う。

2 対象機関数

- (1) 保健所 12 (指定都市・中核市3、県所管9)
- (2) 医療機関 386 (飯塚みつき病院を除く)

3 調査項目

(1) 保健所

対象医療機関について、管理者不在[※]の期間がなかったか

※短期間の休暇や出張などによる不在ではなく、退職等による不在で、代替医師による管理がされていない場合や後任への変更手続きがされていない場合等をいう。

(2) 医療機関

①以下に示すような、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入体制が整っていない以下の期間を病床確保料の対象にしていないか

- ・確保病床の運用に必要な看護師の配置基準を満たしていない期間
- ・病棟の改修工事など、施設面で受入れが不可能な期間
- ・管理者や診療可能な医師が不在の期間
- ・その他入院受入体制が整っていない期間

②誤った病床区分の単価を適用していないか（クラスターのみ）

- ・療養病床に係る休止病床の単価（16,000円/日）を一般病床の単価（71,000円/日）としていないか

4 調査結果（3月19日時点）

398対象機関のうち、280機関が回答済み。不正行為は確認されず。